

函館市自治基本条例

(原 案)

平成21年6月

函 館 市

自治基本条例の主な内容

・自治基本条例は、みんなでまちづくりを進めるためのルールです

自治基本条例は、自治体運営の基本原則・理念を明確にし、まちづくりを進める過程での市民の権利や責務、市民と行政の関係などを定めたもので、当市においても、地方分権の大きな流れにより、今後ますます地方自治体の権限と責任の拡大が予想されるなか、これまでの行政主導の行政運営から、市民参加協働によるまちづくりへの転換と自立した自治運営を行うためのルールです。

目的（第1条関係）

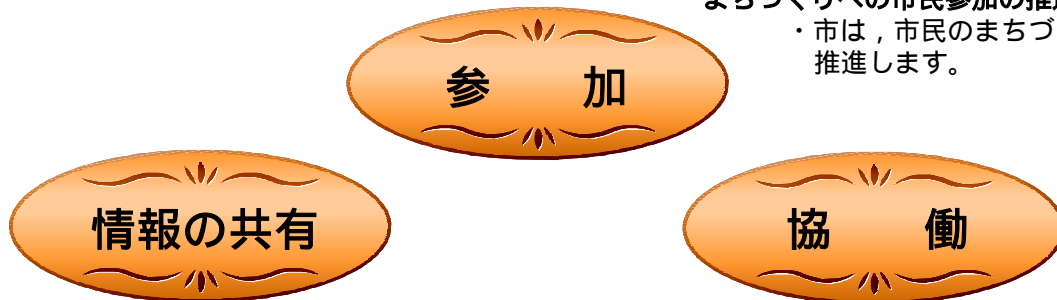
この条例は、市民自治の基本理念および基本原則を示すとともに、市民、議会および市長等の役割、責務等を定め、市民自治によるまちづくりの推進を図り、活力のある地域社会を実現することを目的としています。

基本理念（第4条関係）

市民がまちづくりの主体

・市民はまちづくりの主体であり、市は市民の信託に基づく市政の公正かつ誠実な運営に努めます。

基本原則（第5条関係）



まちづくりへの市民参加の推進（第8条関係）

・市は、市民のまちづくりへの参加を推進します。

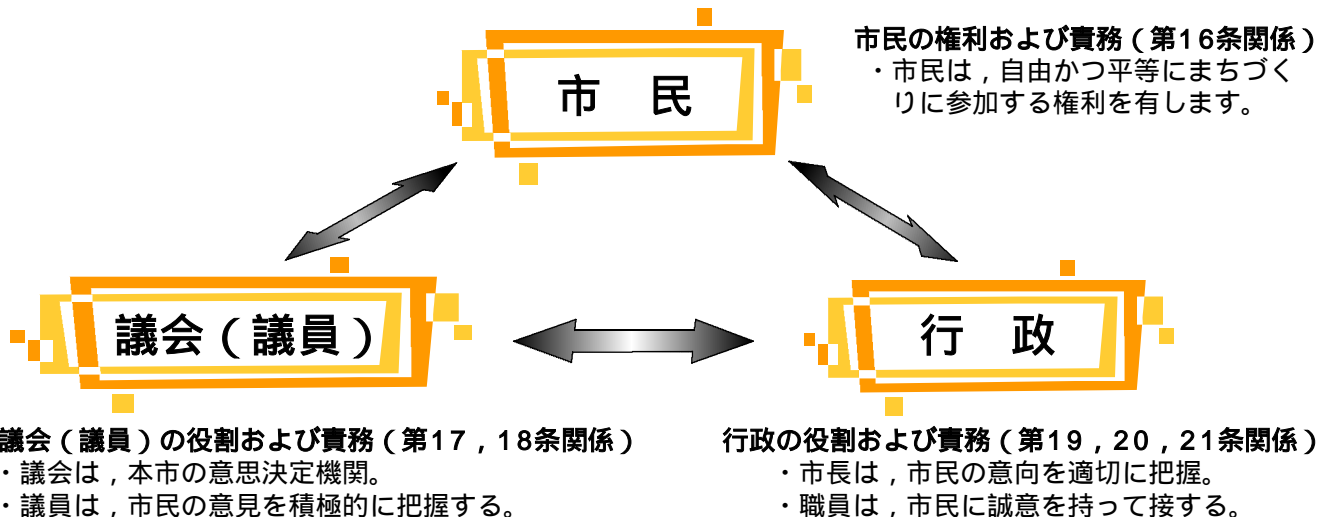
情報の公開（第7条関係）

・市は、保有する情報について、市民の知る権利を保障し、個人情報等の公開できない情報を除き、公開します。

協働によるまちづくりの推進（第9条関係）

・市民および市は、それぞれの立場を理解し、信頼し合いながら協働によるまちづくりを推進するよう努めます。

・市民、議会、行政でまちづくりを進めます



・その他

上記のほか、行政運営（第8章関係）や、条例の見直し（第10章関係）についても規定しています。